



社援協発0702第1号  
令和元年7月2日

各都道府県

消費生活協同組合主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長

(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第20号)が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」という。)に対し、周知願いたい。

記

第一 改正の趣旨及び内容

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律33号)において、工業標準化法(昭和24年法律第185号)が一部改正されたことに伴い、同法を引用する消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令1号)の一部を改正するもの。

第二 公布日等

(1) 公布日

令和元年6月28日

(2) 施行期日

令和元年7月1日